

# 業務及び財産の状況に関する説明書

## 【2021年3月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。



北 辰 物 産 株 式 会 社

## 目次

### 業務及び財産の状況に関する説明書

I. 当社の概況及び組織に関する事項	1
1. 商号	1
2. 登録年月日	1
3. 沿革及び経営の組織	1
4. 株主の氏名又は名称並びに保有株式数及び議決権の数の割合	7
5. 役員の氏名又は名称	7
6. 政令で定める使用人の氏名	7
7. 業務の種別	8
8. 本店その他の営業所又は事業所の名称及び所在地	8
9. 他に行っている事業の種類	8
10. 苦情処理及び紛争解決の体制	8
11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	8
12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号	8
13. 加入する投資者保護基金の名称	8
II. 業務の状況に関する事項	9
1. 当期の業務の概要	9
2. 業務の状況を示す指標	12
III. 財産の状況に関する事項	14
1. 経理の状況	14
2. 借入金の主要な借入先及び借入金額	45
3. 保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益	45
4. デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益	45
5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無	45
IV. 管理の状況	46
1. 内部管理の状況の概要	46
2. 分別管理の状況	51
V. 連結子会社等の状況に関する事項	51
1. 当社及びその子会社等の集団の構成	51
2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、 事業の内容等	51

## I. 当社の概況及び組織に関する事項

### 1. 商号

北辰物産株式会社

### 2. 登録年月日（登録番号）

2020年4月10日（関東財務局長（金商）第3184号）

### 3. 沿革及び経営の組織

#### (1) 会社の沿革

年 月	沿 革
昭和39年3月	ミツワ商品株式会社を設立（資本金 4,000 万円）、農林大臣より、東京穀物商品取引所商品仲買人（現商品先物取引業者）の登録を受け事業開始
昭和39年5月	池袋営業所（池袋支店に改称）開設
昭和39年9月	横浜営業所（横浜支店に改称）開設
昭和40年3月	通商産業大臣及び農林大臣より、東京ゴム取引所及び東京繊維取引所並びに前橋乾繭取引所商品仲買人の登録を受ける
昭和40年3月	前橋営業所（前橋支店に改称）開設
昭和40年12月	大阪支店開設
昭和41年3月	農林大臣より、大阪穀物取引所商品仲買人の登録を受ける
昭和42年9月	農林大臣より、東京砂糖取引所商品仲買人の登録を受ける
昭和46年1月	商品取引所法の改正により、商品仲買人登録制から商品取引員許可制（現商品先物取引業者）に移行。農林大臣及び通商産業大臣より、東京穀物商品取引所、東京ゴム取引所、東京繊維取引所、前橋乾繭取引所、大阪穀物取引所、東京砂糖取引所の商品取引員の許可を受ける
昭和50年9月	資本金1億円に増資
昭和52年2月	社名を北辰物産株式会社に変更
昭和52年2月	本店を東京都中央区日本橋茅場町1丁目8番地（現1丁目9番2号）に移転
昭和52年3月	資本金1億5,000万円に増資
昭和55年5月	資本金1億9,500万円に増資
昭和56年7月	農林水産大臣より、横浜生糸取引所の商品取引員の許可を受ける
昭和58年3月	通商産業大臣より、大阪三品取引所、大阪化学繊維取引所の商品取引員の許可を受ける
昭和59年1月	通商産業大臣より、東京金取引所（現㈱東京商品取引所）の商品取引員（現商品先物取引業者）の許可を受ける
昭和60年7月	三井物産株式会社「ロンドン渡し貴金属地金取引」指定取扱業者、代理店になる

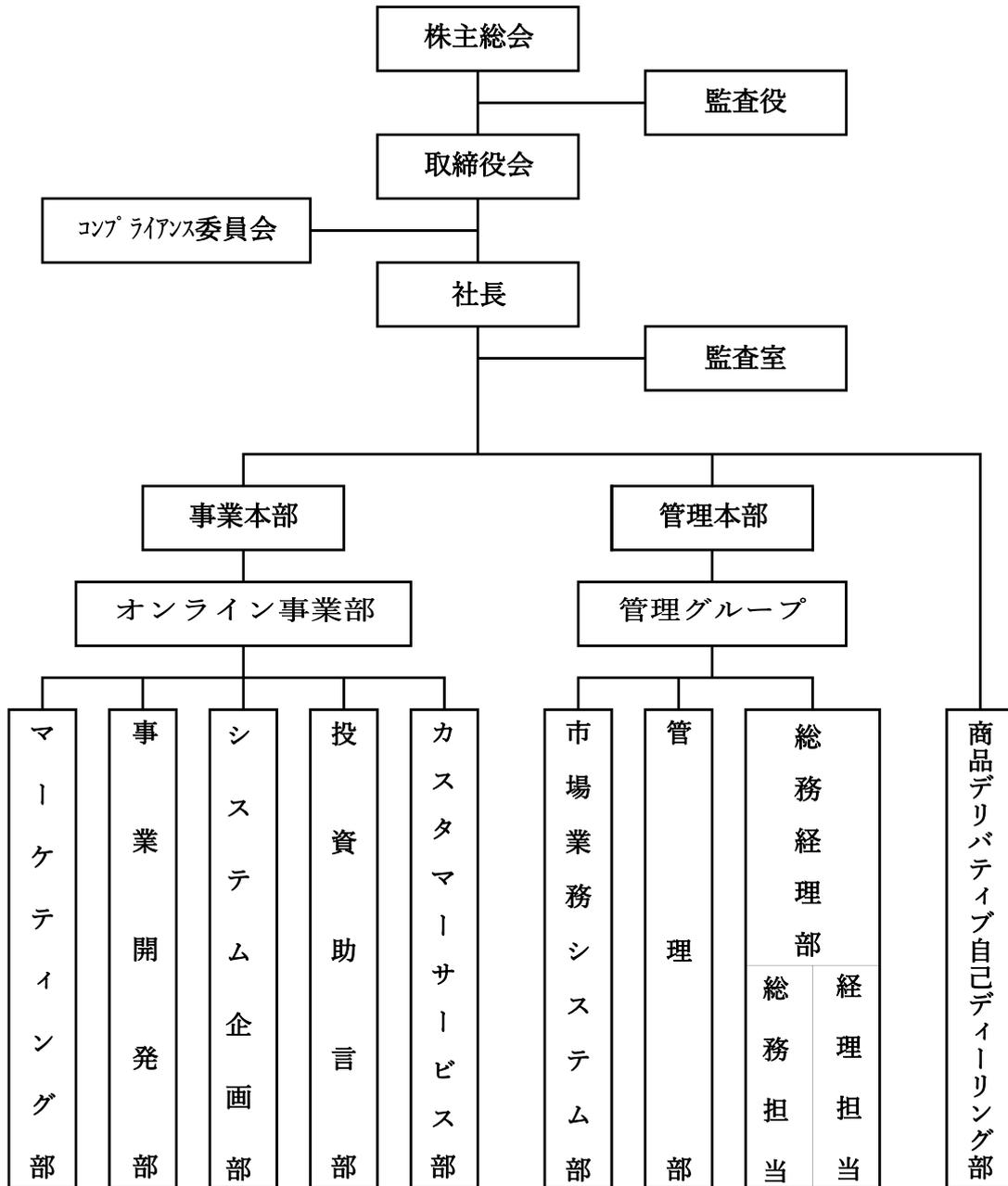
昭和 63 年 6 月	通商産業大臣より「誘導基準適合取引員」に認定される。(9 年連続して「誘導基準適合取引員」に認定される)
昭和 63 年 12 月	福岡支店開設
昭和 63 年 12 月	農林水産大臣より、関門商品取引所の商品取引員の許可を受ける
平成 2 年 3 月	資本金 2 億 1,450 万円に増資
平成 2 年 3 月	(株)太陽神戸銀行 (現(株)三井住友銀行)、(株)協和銀行 (現(株)りそな銀行) 及び(株)徳陽相互銀行 (前(株)徳陽シティ銀行) が資本参加
平成 2 年 11 月	資本金 3 億 6,700 万円に増資
平成 3 年 3 月	資本金 6 億 4,200 万円に増資
平成 3 年 5 月	(社)日本商品取引員協会 (現 日本商品先物取引協会) に加入
平成 3 年 8 月	農林水産大臣より、名古屋穀物砂糖取引所の商品取引員の許可を受ける
平成 3 年 11 月	商品取引所法の改正による第一種・第二種の区分許可制導入に伴い、農林水産大臣及び通商産業大臣より、第一種商品取引受託業の許可を受ける
平成 5 年 2 月	資本金 10 億 3,200 万円に増資
平成 5 年 2 月	名古屋支店開設
平成 5 年 4 月	通商産業大臣より、名古屋繊維取引所の商品取引員の許可を受ける
平成 5 年 12 月	農林水産大臣より、関西農産商品取引所 (現(株)大阪堂島商品取引所)・砂糖市場の商品取引員の許可を受ける
平成 6 年 6 月	商品取引員他社 4 社との共同出資会社、大興投資顧問株式会社を設立
平成 7 年 1 月	通商産業大臣より、神戸ゴム取引所・天然ゴム指数市場の商品取引員の許可を受ける
平成 9 年 4 月	通商産業大臣より、東京工業品取引所 (現(株)東京商品取引所)・アルミニウム市場の商品取引員 (現商品先物取引業者) の許可を受ける
平成 9 年 10 月	通商産業大臣より、大阪商品取引所 (後の中部大阪商品取引所)・アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける
平成 10 年 7 月	農林水産大臣より、関西商品取引所 (現(株)大阪堂島商品取引所)・農産物飼料指数市場の商品取引員の許可を受ける
平成 11 年 2 月	東京工業品取引所 (現(株)東京商品取引所)・毛糸市場上場廃止のため、受託業務廃止
平成 11 年 2 月	東京工業品取引所 (現(株)東京商品取引所)・金実物会員脱退
平成 11 年 3 月	大阪商品取引所 (後の中部大阪商品取引所)・スフ糸市場上場廃止のため、受託業務廃止
平成 11 年 3 月	中部商品取引所 (後の中部大阪商品取引所)・会員脱退
平成 11 年 6 月	東京工業品取引所 (現(株)東京商品取引所)・石油市場の商品取引員 (現商品先物取引業者) の許可を受ける
平成 11 年 10 月	特定の電子取引開始

平成 12 年 3 月	大阪商品取引所（後の中部大阪商品取引所）・毛糸市場上場廃止のため、受託業務廃止
平成 12 年 3 月	東京工業品取引所（現(株)東京商品取引所）・綿糸市場上場廃止のため、受託業務廃止
平成 12 年 4 月	外国為替証拠金取引業務開始
平成 12 年 12 月	資本金 11 億 3,832 万 6 千円に増資
平成 13 年 5 月	農林水産大臣より、横浜商品取引所・農産物市場の商品取引員の許可を受ける
平成 14 年 12 月	経済産業大臣より、中部商品取引所・石油市場の商品取引員の許可を受ける
平成 16 年 1 月	資本金 13 億 3,832 万 6 千円に増資
平成 16 年 3 月	大阪商品取引所（後の中部大阪商品取引所）・綿糸市場上場廃止のため、受託業務廃止
平成 16 年 3 月	前橋支店を廃止し本店に統合
平成 16 年 6 月	資本金 16 億円に増資
平成 16 年 9 月	インターネットによる外国為替保証金取引「DRAGON FX 24」開始
平成 17 年 4 月	農林水産大臣及び経済産業大臣より、商品取引受託業務の許可を受ける
平成 17 年 4 月	委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金会員加入
平成 17 年 5 月	株式会社日本商品清算機構における指定商品市場に係る清算資格を取得
平成 17 年 7 月	横浜支店を廃止し本店に統合
平成 17 年 8 月	中部商品取引所（後の中部大阪商品取引所）・鉄スクラップ市場における受託会員加入
平成 17 年 10 月	株式会社日本商品清算機構における中部商品取引所・鉄スクラップ市場の清算資格を取得
平成 17 年 11 月	池袋支店を廃止し本店に統合
平成 18 年 2 月	金融先物取引業の登録を受ける
平成 19 年 4 月	北辰商品株式会社より商品先物取引受託業務の事業譲受
平成 19 年 9 月	関東財務局長より、第一種及び第二種金融商品取引業の登録を受ける
平成 19 年 10 月	TIGER TRADER を D-station に一本化
平成 19 年 11 月	関西商品取引所（現(株)大阪堂島商品取引所）・会員脱退
平成 19 年 11 月	大阪支店を廃止し本店に統合
平成 20 年 2 月	名古屋支店・福岡支店を廃止し本店に統合
平成 20 年 4 月	かざかコモディティ（株）より商品先物取引受託業務における委託者資産及び建玉の移管
平成 20 年 12 月	東京工業品取引所（現(株)東京商品取引所）の株式会社化に伴い、受託会員から受託参加者となる

平成 20 年 12 月	商品先物取引オンライントレーディングシステム、D-station 新システム「Presto」稼働
平成 21 年 6 月	「DRAGON FX 24」のサービスを停止
平成 21 年 8 月	中部大阪商品取引所・会員脱退及び株式会社日本商品清算機構における清算資格の喪失
平成 21 年 12 月	外国為替証拠金取引事業の対面取引を IVT インベストメント・バンキング（株）へ事業譲渡
平成 21 年 12 月	第一種金融商品取引業の廃止
平成 21 年 12 月	第二種金融商品取引業の廃止
平成 22 年 3 月	商品先物取引受託業務の対面取引を大起産業（株）へ事業譲渡
平成 22 年 9 月	大起産業(株)より商品先物オンライン取引受託業務における委託者資産及び建玉の移管
平成 22 年 10 月	株式会社東京工業品取引所（現(株)東京商品取引所）の中京ガソリン・中京灯油の取引開始及び株式会社日本商品清算機構における清算資格の取得
平成 23 年 1 月	農林水産大臣及び経済産業大臣より、商品先物取引法の施行に伴う商品先物取引業者の許可を受ける
平成 23 年 1 月	SPAN 証拠金制度に基づく新証拠金制度を開始
平成 23 年 5 月	株式会社東京工業品取引所（現(株)東京商品取引所）の日経・東工取商品指数の取引開始及び株式会社日本商品清算機構における清算資格の取得
平成 23 年 8 月	株式会社東京穀物商品取引所の米穀の取引開始
平成 23 年 9 月	「D-station」プレミアムオンライン取引（サポート型）の取引開始
平成 24 年 1 月	スマートフォン取引ツール「D-touch」稼働
平成 25 年 1 月	株式会社東京工業品取引所（現(株)東京商品取引所）の日経・東工取商品指数市場の上場廃止のため、受託業務廃止
平成 25 年 2 月	株式会社東京穀物商品取引所の解散に伴い、農産物市場・砂糖市場の受託業務廃止
平成 25 年 2 月	株式会社東京商品取引所の農産物・砂糖市場（一般大豆・小豆・とうもろこし・粗糖）の取引開始及び株式会社日本商品清算機構における清算資格の取得
平成 26 年 4 月	株式会社東京商品取引所より「人材高度化法人」として認定を受ける
平成 27 年 4 月	PC・タブレット用取引ツール「D-タブレット」稼働
平成 27 年 12 月	大阪堂島商品取引所（現(株)大阪堂島商品取引所）に加入
平成 29 年 1 月	農林水産大臣及び経済産業大臣より、商品先物取引法に基づき商品先物取引業の許可を受ける
令和 2 年 4 月	金融商品取引法に基づき、関東財務局長より第一種金融商品取引業、投資助言・代理業の登録

令和 2 年 5 月	日本証券業協会に特定業務会員として加入 日本投資顧問業協会に投資助言・代理会員として加入
令和 2 年 7 月	株式会社大阪取引所より商品先物等取引資格の取得 株式会社日本証券クリアリング機構より商品先物等清算資格の取得

(2) 経営の組織（2021年7月1日現在）



4. 株主の氏名又は名称並びに保有株式数及び議決権の数の割合

(2021年7月1日現在)

氏名又は名称	保有株式数	割合
1. 北辰不動産株式会社	49,032 株	73.02%
2. 釘持 宏昭	13,080 株	19.48%
3. 株式会社三井住友銀行	3,000 株	4.46%
4. 網谷 充弘	2,000 株	2.97%
5. 大平 崇由	30 株	0.04%
計 5 名	67,142 株	100.00%

5. 役員の名又は名称

(2021年7月1日現在)

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	釘持 宏昭	有	常勤
取締役	甲地 芳章	無	常勤
取締役	五味 学	無	常勤
取締役	高橋 亨	無	常勤
取締役	網谷 充弘	無	非常勤
監査役	富田 正樹	無	非常勤

6. 政令で定める使用人の氏名

- (1) 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名

(2021年7月1日現在)

氏 名	役 職 名
五味 学	取締役管理本部長

- (2) 投資助言業務に関し、助言を行う部門を統括する者の氏名

(2021年7月1日現在)

氏 名	役 職 名
甲地 芳章	取締役事業本部長

7. 業務の種別

金融商品取引業（金融商品取引法第2条第8項）

- ① 法第28条1項第1号の2に掲げる行為に係る業務
- ② 投資助言業
- ③ 有価証券等管理業務

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2

9. 他に行っている事業の種類

- ① 商品先物取引法第2条第21項に規定する商品市場における取引等に係る業務
- ② 金地金売買業務（府令68条1号）
- ③ 不動産賃貸業務（府令68条6号）

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

- ① 第一種金融商品取引業

「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談（FINMAC）」との間で特定第一種金融商品取引業務に係る手続き実施基本契約を締結する措置を講じております。

- ② 投資助言業

苦情処理措置及び紛争解決措置は、一般財団法人日本投資顧問業協会が行う苦情の解決により金融商品取引業等業務関連苦情の処理を図る措置及び同協会のあっせんにより金融商品取引等業務関連紛争の解決を図る措置を講じております。尚、同協会はFINMACに対して苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を行っております。

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

金融商品取引業協会：日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会

認定投資者保護団体： 該当なし

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

株式会社大阪取引所

13. 加入する投資者保護基金の名称

日本商品委託者保護基金

## II. 業務の状況に関する事項

### 1. 当期の業務の概要

当事業年度の我が国および世界経済は、歴史的なパンデミックへと発展した新型コロナウイルスの影響を大きく受けた1年となりました。また、2020年11月に米大統領選挙が行われ、史上稀に見る混戦となる中、トランプ前大統領を抑えてバイデン現大統領が勝利を収め、2021年1月に新政権が誕生しました。国内におきましても2020年9月に菅内閣が発足し、約7年8カ月ぶりに新政権が発足する等、政治面でも大きな変化が見られた年となりました。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、世界各国、地域でロックダウン（都市封鎖）や渡航制限等強力な行動制限が敷かれたことで社会・経済活動が停滞し、世界経済の先行き懸念が強まり、2020年2月から3月にかけてコロナショックによる世界同時株安が起きました。ところが、米国をはじめ世界各国・地域の政府、中央銀行による大規模な経済対策や金融緩和策の実施等により、マーケットのリスク選好姿勢が強まり、同年4月以降、NYダウ平均株価を中心に世界的に株価は急回復へと向かい始めました。NYダウ平均株価は同年9月3日に29,199.35ドルまで上昇して、同年3月23日安値18,213.65ドルから10,986ドル（約60.3%）上昇すると共に、コロナショックで急落する前の同年2月中旬の水準を回復しました。

同年11月には米大統領選挙が実施されましたが、バイデン氏優勢の報道等を受けて再びNYダウ平均株価の騰勢が強まり、同年11月24日には30,116.51ドルと史上最高値を更新すると共に、史上初めて30,000ドルの大台に乗せました。2021年に入ってから、米国で追加経済対策が決議されたことや、新型コロナワクチンの普及拡大による早期景気回復期待等を背景に同株価は高値更新を続け、同年3月18日には33,227.78ドルまで上昇しました。また、同株価以外にも、ナスダック総合指数が同年2月16日に、S&P総合500種が同年3月17日に史上最高値を更新する等、米株式市場全体が好調を維持しております。

国内経済におきましては、大規模な財政出動と緩和的な金融政策が講じられたことや米国株高等を背景に、日経平均株価は2020年4月以降上昇基調となり、2021年2月15日には1990年8月以来30年6カ月ぶりに30,000円の台を回復し、その後も高値圏で堅調に推移しました。

しかし、実体経済を見ますと、日本政府が2020年4月に全国に発出した緊急事態宣言に伴い、社会・経済活動が大幅に制限された影響を受け、内閣府が発表した2020年4-6月期の実質GDP（改定値）は、前期比8.1%減と、統計が遡れる1955年以降で最大のマイナスとなりました。第一回目の緊急事態宣言が同年5月下旬に解除されたことから、同年7-9月期の実質GDP（改定値）は前期比5.3%増、同年10-12月期の実質GDP（改定値）は前期比2.8%増と持ち直しを見せましたが、2021年1月に再び緊急事態宣言が発出され、社会・経済活動が制限されたうえ現在も感染拡大が続いていることから、実体経済の本格的な回復には遠い状況となっております。

この様に、日本やインド等のアジア地域や新興国で、未だ感染拡大が続いていることが懸念材料ではありますが、米国や欧州が先導役となって世界経済の正常化へと進んでおり、先行きの景気回復期待を強めております。

商品先物取引業界では、2020年7月27日に株式会社東京商品取引所の貴金属市場、ゴム市場および農産物市場が株式会社大阪取引所に移管されるとともに、清算機関の日本証券クリアリング機構と日本商品清算機構が合併することにより、証券・金融分野と商品分野を一体的に取扱う総合取引所が誕生いたしました。また、大阪堂島商品取引所におきまして、経営再建に向けた有識者会議「経営改革協議会」の最終提言を受け、2021年4月1日に株式会社化がされ、国内商品先物市場の活性化が期待されています。

一方、商品市況におきましては、金価格は2020年7月から騰勢が強まり、同年8月7日に史上最高値となる7,032円/gを付けました。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が続き、世界経済の先行き不透明感が高まる中、安全資産として選好された他、世界各国・地域の政府、中央銀行が積極的な財政出動や金融緩和策を実施したことも過剰流動性を招き金価格の追い風となりました。しかし、同年8月中旬以降は、急ピッチの上昇に対する警戒感等から利益確定の動きが広がったことや、新型コロナウイルスワクチンの開発が進展、さらに接種が開始され市場に楽観的な見方が広がったことから2021年3月にかけて下落基調となりました。

白金価格は、コロナショックによる需要減退観測から2020年3月には1,843円/gまで下落しましたが、世界各国、地域の大規模な経済対策実施による需要増加観測の他、米国株の上昇が支援材料となり、V字回復を果たしました。これに加えて、バイデン米新政権による追加経済対策や、「脱炭素化社会」の実現に向けた世界的な環境対策への取組に伴う、燃料電池や触媒の需要増加観測等が白金価格を押し上げ、2021年2月16日には4,524円/gまで上昇し、2020年3月の安値からは2,681円（約145.5%）の値上がりとなりました。

また、石油市場におきましては、NY原油がコロナショック等の影響により、2020年4月20日に史上初のマイナス価格を示現し、国内原油価格も同日15,710円/Kℓと2002年2月以来約18年2カ月ぶりの安値を付けました。しかし、各国の大規模な財政措置と金融緩和の効果もあり、次第に持ち直していきました。また、石油輸出国機構（OPEC）とロシア等非加盟の主要産油国でつくる「OPECプラス」が協調して減産を続けたことや、新型コロナワクチンの普及による世界経済正常化への期待感等から原油価格は上昇を続け、2021年3月には44,940円/Kℓの高値を付けました。

当事業年度の国内金融商品取引所並びに商品取引所における商品デリバティブ市場の取引高は、株式会社日本取引所グループ等の統計情報によりますと、主力の金先物取引の売買高低迷が影響し、合計2,010万5,072枚と前期比7.4%減となりました。

このような市場環境の下、当社は商品デリバティブオンライン取引事業の活動におき

まして、お客様からいただいたご意見やご要望を大切にさせていただき、利便性やサービスの向上を図り、お客様満足度の向上に繋げるための取り組みを進めて参りました。具体的には、2021年3月にセルフコースの日計り委託売買手数料、ボリュームディスカウントの委託売買手数料の一部の引き下げ改定を行いました。

しかしながら、当事業年度の業績は、商品デリバティブ取引事業におきまして、委託売買高は前期比26.8%減少の2,183千枚となりました。一方、委託者数は前期比5.7%増加の5,790名で2010年度以降、右肩上がりの成長を続けており、委託者の預り証拠金も前期比19.1%増加の7,860百万円となり、3年連続で増加しております。

当事業年度における営業収益は、受取手数料収入448百万円（前期比33.4%減）、売買損益559百万円の利益（前期比1.7%増）、不動産賃貸収入は前事業年度と同額の38百万円を計上し、1,046百万円（前期比17.1%減）となりました。営業費用につきましては、781百万円（前期比9.3%減）となり、営業利益は264百万円（前期比33.8%減）、経常利益は270百万円（前期比33.1%減）となりました。特別損益におきましては、特別損失に商品取引責任準備金繰入額および金融商品取引責任準備金繰入額を計7百万円計上し、税引前当期純利益は262百万円（前期比46.7%減）となり、法人税額等73百万円を計上した結果、当期純利益は188百万円（前期比57.1%減）となりました。

## 2. 業務の状況を示す指標

### (1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
資本金	1,600	1,600	1,600
発行済株式総数	92,714株	92,714株	92,714株
営業収益	644	1,261	1,046
商品先物取引受取手数料	598	672	448
商品先物トレーディング損益	7	550	559
その他の営業収益	38	38	38
純営業収益	52	400	264
経常損益	60	404	270
当期純損益	36	440	188

※「その他の営業収益」の内訳：不動産賃貸収入 38 百万円

### (2) その他業務の状況

(単位：百万円)

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
金地金売買	—	—	—

### (3) 自己資本規制比率の状況

(単位：%、百万円)

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
自己資本規制比率 (A/B × 100)	1269.0%	946.9%	1131.2%
固定化されていない自己資本 (A)	2,072	2,245	2,399
リスク相当額 (B)	163	237	212
市場リスク相当額	18	79	16
取引先リスク相当額	9	13	6
基礎的リスク相当額	135	143	189
暗号資産等による控除額	—	—	—

※当社は、金融商品取引業等に関する附則（平成 26 年 2 月 26 日内閣府令第 11 号）第 4 条に基づき、自己資本規制比率にかかる経過措置の適用を受けています。

(4) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
使用人	13	15	15
(うち外務員)	－	2	12

III. 財産の状況に関する事項（直近2年事業年度）

1. 経理の状況

**貸借対照表**

（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8, 219, 681</b>	<b>流動負債</b>	<b>6, 973, 401</b>
現金及び預金	1, 548, 242	未払金	31, 031
委託者未収金	24, 517	未払法人税等	189, 630
保管有価証券	107, 403	未払消費税等	12, 135
差入保証金	5, 400, 000	預り証拠金	6, 600, 297
委託者先物取引差金	1, 041, 905	賞与引当金	12, 000
前払費用	4, 170	役員賞与引当金	115, 000
その他	97, 611	その他	13, 306
貸倒引当金	△4, 170	<b>固定負債</b>	<b>111, 808</b>
<b>固定資産</b>	<b>1, 547, 258</b>	預り敷金保証金	38, 508
有形固定資産	(812, 835)	退職給付引当金	23, 300
建物	16, 181	役員退職慰労引当金	50, 000
工具、器具及び備品	26, 654	<b>特別法上の準備金</b>	<b>20, 035</b>
土地	770, 000	商品取引責任準備金	20, 035
無形固定資産	(24, 787)	<b>負債合計</b>	<b>7, 105, 246</b>
電話加入権	324	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	24, 463	<b>株主資本</b>	<b>2, 695, 909</b>
投資その他の資産	(709, 634)	資本金	1, 600, 000
投資有価証券	71, 450	資本剰余金	602, 152
出資金	900	資本準備金	452, 152
長期委託者未収金	233, 533	その他資本剰余金	150, 000
破産更生債権等	12, 810	利益剰余金	852, 104
長期差入保証金	400, 382	利益準備金	50, 595
長期貸付金	1, 526	その他利益剰余金	801, 508
長期前払費用	3, 194	配当積立金	238, 000
ゴルフ会員権	15, 080	繰越利益剰余金	563, 508
繰延税金資産	147, 336	自己株式	△358, 346
その他	759	<b>評価・換算差額等</b>	<b>34, 216</b>
貸倒引当金	△177, 338	その他有価証券評価差額金	34, 216
		<b>純資産合計</b>	<b>2, 661, 692</b>
<b>資産合計</b>	<b>9, 766, 939</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>9, 766, 939</b>

## 損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
<b>営業収益</b>		
受取手数料	672,799	
売買損益	550,104	
不動産賃貸収入	38,508	1,261,411
<b>営業費用</b>		
販売費及び一般管理費	860,942	860,942
<b>営業利益</b>		400,468
<b>営業外収益</b>		
受取利息	64	
受取配当金	2,968	
情報提供収入	1,625	
その他の	330	4,988
<b>営業外費用</b>		
支払利息	991	991
<b>経常利益</b>		404,465
<b>特別利益</b>		
商品取引責任準備金戻入額	2,721	
投資有価証券売却益	86,228	88,950
<b>特別損失</b>		
ゴルフ会員権評価損	320	320
<b>税引前当期純利益</b>		493,095
法人税・住民税及び事業税	182,639	
法人税等調整額	△129,637	53,001
<b>当期純利益</b>		440,094

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位: 千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						配当積立金	繰越利益剰余金	
2019年4月1日残高	1,600,000	452,152	150,000	602,152	50,595	238,000	125,764	414,359
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 2,349	△ 2,349
当期純利益							440,094	440,094
純資産の部に直接計上された その他有価証券評価差額金の増減								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	437,744	437,744
2020年3月31日残高	1,600,000	452,152	150,000	602,152	50,595	238,000	563,508	852,104

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日残高	△ 358,346	2,258,165	6,405	6,405	2,264,571
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 2,349			△ 2,349
当期純利益		440,094			440,094
純資産の部に直接計上された その他有価証券評価差額金の増減			△ 40,622	△ 40,622	△ 40,622
事業年度中の変動額合計	-	437,744	△ 40,622	△ 40,622	397,121
2020年3月31日残高	△ 358,346	2,695,909	△ 34,216	△ 34,216	2,661,692

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券

① 満期保有目的債券・・・償却原価法

② その他の有価証券

時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) デリバティブ・・・・・・・・時価法

(3) たな卸資産

商 品・・・・・・・・移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産・・・・・・・・定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降(リース資産を除く)

に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

(2) 無形固定資産・・・・・・・・定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、償却年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産・・・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

- (1) 貸倒引当金・・・・・・・・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金・・・・・・・・・・従業員に対する賞与支給に備えるため、支給対象期間基準による繰入額を基礎に将来の支給見込額を加味して計上しております。
- (3) 退職給付引当金・・・・・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。
- (4) 商品取引事故損失引当金・・・・商品先物取引事故による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失見込額のうち、商品取引責任準備金の期末残高を勘案し、当事業年度において必要と認められる金額を計上しております。
- (5) 商品取引責任準備金・・・・商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。
- (6) 役員退職慰労引当金・・・・役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

### 4. 営業収益の計上基準

#### (1) 受取手数料

- ① 商品先物取引・・・・・・・・・・委託者の売付または買付に係る取引が成立したときに計上しております。
- ② オプション取引・・・・・・・・・・委託者の売付または買付に係る取引が成立したときに計上しております。

#### (2) 売買損益

- ① 商品先物決済損益・・・・・・・・取引を転売または買戻しおよび受渡しにより決済したときに計上しております。
- ② 商品先物評価損益・・・・・・・・自己売買による未決済取引額の時価による評価損益を計上しております。

### 5. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 消費税等の会計処理・・・消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によって  
おります。

## II. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

定期預金	400,000千円	(注1)
建物	16,181千円	(注2)
土地	770,000千円	(注2)
その他	20,000千円	(注3)
合計	1,206,181千円	

担保資産に対応する債務

該当事項はありません。

(注1) 当座貸越契約に係わる担保に供している資産であります。

(注2) 貸出コミットメント契約に係わる担保に供している資産であります。

(注3) 商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号に規定する基金代位弁済委託契約に係わる担保に供している資産であります。当事業年度末における同規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額は、100,000千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 178,260千円

(3) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

該当事項はありません。

(4) 当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金期末実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	600,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	600,000千円

(5) 商品取引責任準備金

商品先物取引法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

## III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

該当事項はありません。

#### IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式 普通株式	92,714株	—	—	92,714株
自己株式 普通株式	25,572株	—	—	25,572株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,349	35.00	2019年3月31日	2019年6月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2020年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり付議します。

株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	3,357	50.00	2020年3月31日	2020年6月30日

## V. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

商品取引責任準備金	6, 134千円
貸倒引当金	55, 578千円
賞与引当金	3, 674千円
役員賞与引当金	35, 213千円
ゴルフ会員権評価損	20, 769千円
電話加入権減損損失	5, 157千円
退職給付引当金	7, 134千円
役員退職慰労引当金	15, 310千円
その他有価証券評価差額金	10, 477千円
未払事業税	8, 478千円
繰越欠損金	117, 989千円
繰延税金資産小計	285, 917千円
評価性引当額	138, 581千円
繰延税金資産合計	147, 336千円

#### (繰延税金負債)

繰延税金負債合計	－千円
繰延税金負債の純額	147, 336千円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
評価性引当額の増減	△34.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
留保金課税	14.0
法人住民税均等割額	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.7

## VI. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社の主たる事業は、商品先物取引の受託業務を行う商品先物取引業であります。資金運用については主に流動性の高い預金で運用しております。また、デリバティブ取引は、自己の計算に基づき商品先物取引自己ディーリングを行っております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

商品市場における取引に基づいて発生する顧客に対する営業債権である委託者未収金、長期委託者未収金及び破産更生債権等は顧客の信用リスクに晒されております。保管有価証券は商品先物取引の代用証拠金として顧客から預っている有価証券及び倉荷証券で、市場価格の変動リスクに晒されております。差入保証金は商品先物取引の現金証拠金として顧客から預っているもの及び自己ディーリングの現金証拠金を清算機関に預託しているもので、清算機関の信用リスクがあります。長期差入保証金は、商品取引所への預託金である会員信認金、清算預託金及び寮・社宅の敷金であり、商品取引所及び賃貸人の信用リスクに晒されておりますが、リスクは非常に低いものであります。委託者先物取引差金は当社顧客の商品先物取引に係る値洗い額で商品の価格変動リスクに晒されておりますが、顧客の預り証拠金により担保されており、リスクは非常に低いものであります。

投資有価証券は、株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。出資金は、取引所への出資金加入金であり、取引所の信用リスクに晒されておりますが、リスクは非常に低いものであります。長期貸付金は、元従業員に対するもので、借主の信用リスクに晒されております。ゴルフ会員権も同様に発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。預り証拠金は、商品先物取引の証拠金として顧客から預っている現金、有価証券及び倉荷証券で、差入保証金又は保管有価証券として、清算機関へ預託しており、リスクはほとんどありません。デリバティブ取引は当社が自己の計算において行っている商品先物取引であり、商品の価格変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### 1. 信用リスクの管理

営業債権については、取引先の状況を日々モニタリングし、商品先物取引法に基づく「受託契約準則」及び「特定の電子取引に関する契約約款」に基づいて相手先ごとに残高を管理するとともに、「立替金回収に係る内規」に基づいて債権の回収に努めております。

##### 2. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ

取引については、「リスク管理規程」、「自己ディーリング規程」、「純資産額規制比率に関する規程」に基づいてリスク管理をするとともに、担当役員が取締役会に報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1, 548, 24	1, 548, 242	-
(2) 委託者未収金	2		
貸倒引当金(*)	24, 517		
	△4, 170		
(3) 保管有価証券	20, 347	20, 347	-
(4) 差入保証金	107, 403	168, 458	61, 055
(5) 委託者先物取引差 金	5, 400, 00 0	5, 400, 000 1, 041, 905	- -
(6) 投資有価証券	1, 041, 90	71, 450	-
(7) 長期委託者未収金	5		
貸倒引当金(*)	71, 450		
	233, 533		
	△162, 241		
(8) 破産更生債権等	71, 291	71, 291	-
貸倒引当金(*)	12, 810		
	△12, 810		
(9) 長期差入保証金	-	-	-
(10) 長期貸付金	400, 382	400, 382	-
貸倒引当金(*)	1, 526		
	△1, 526		
(11) ゴルフ会員権	-	-	-
	15, 080	13, 260	△1, 820
資産計	8, 676, 103	8, 735, 338	59, 235
(12) 未払金	31, 031	31, 031	-
(13) 未払法人税等	189, 630	189, 630	-
(14) 預り証拠金	6, 600, 29	6, 661, 352	61, 055
(15) 未払消費税等	7	12, 135	-
(16) 預り敷金保証金	12, 135	38, 508	-
	38, 508		
負債計	6, 871, 603	6, 932, 658	61, 055
デリバティブ取引	△7, 767	△7, 767	-

(\*) 委託者未収金、長期委託者未収金、破産更生債権等及び長期貸付金に個別に計上して

いる貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(5) 委託者先物取引差金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 委託者未収金、(7) 長期委託者未収金、(8) 破産更生債権等、(10) 長期貸付金

これらは、相手先ごとに回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しており、貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額が時価に近似しているため、当該価額を時価としております。

(3) 保管有価証券

商品先物取引の預り証拠金代用有価証券として預託を受けたもので、株式、倉荷証券及び投資信託の時価は取引所の価格によっており、債券の時価は取引所の価格又は金融機関から提示された価格によっております。

(4) 差入保証金、(9) 長期差入保証金

これらの時価については、取引に基づくものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 投資有価証券

この時価については、株式の取引所における価格によっております。

(11) ゴルフ会員権

この時価については、公表されている基準価格及び取引価格によっております。

負債

(12) 未払金、(13) 未払法人税等、(15) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(14) 預り証拠金

これは、商品先物取引の顧客から預り証拠金として預託を受けたもので、現金証拠金6,492,894千円の時価については、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。代用有価証券107,403千円の時価については、株式、倉荷証券及び投資信託は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は金融機関から提示された価格によっております。

(16) 預り敷金保証金

この時価については、取引に基づくものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## デリバティブ取引

商品取引所に上場されている商品及び指数の先物取引を自己の計算において行っております。取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	900

(注3) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

その他有価証券における種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当該事業年度中におけるその他有価証券の売却額の合計額は98,227千円、売却益の合計額は86,228千円であります。

(単位：千円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	(1) 株式	8,056	9,967	1,911
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	8,056	9,967	1,911
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	(1) 株式	97,611	61,483	△36,128
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	97,611	61,483	△36,128
合計		105,667	71,450	△34,216

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,548,24	—	—	—
委託者未収金	2	—	—	—
差入保証金	24,517	—	—	—
委託者先物取引差金	5,400,00	—	—	—
長期委託者未収金	0	104,320	129,212	—
破産更生債権等	1,041,90	—	—	—
長期差入保証金	5	—	—	—
長期貸付金	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—

破産更生債権等、長期差入保証金及び長期貸付金は、償還予定額を見込めないため上記に含めておりません。

(注5) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

区分	取引の種類	当事業年度(2020年3月31日)			
		契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
商品市場取引	現物先物取引	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	863,037	—	855,270	△7,767
合計		—	—	—	△7,767

時価の算定方法は、東京商品取引所等の取引所における帳入価格(清算価格)によっております。

## VII. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)を有しております。

2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は38,508千円(賃貸収益は営業収益に計上)であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
464,851千円	△314千円	464,537千円	524,441千円

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 当期増減額は建物の減価償却による減少額です。  
3. 当期末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

## VIII. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の役員	網谷充弘	-	-	北辰不動産(株)取締役	-	北辰不動産(株)は当社の親会社	顧問報酬	25,888	未払金	20,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の契約内容に基づき決定しております。

(2) 親会社に関する情報

親会社情報

北辰不動産株式会社（非上場）

## IX. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 39,642円74銭

(2) 1株当たり当期純利益 6,554円68銭

## X. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,559,824</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,184,917</b>
現金及び預金	1,377,211	未払金	19,291
委託者未収金	10,550	未払法人税等	7,167
保管有価証券	102,102	預り証拠金	7,860,810
差入保証金	6,700,000	賞与引当金	10,590
委託者先物取引差金	1,331,102	役員賞与引当金	193,000
前払費用	4,475	その他	94,058
未収消費税等	8,698	<b>固定負債</b>	<b>113,651</b>
その他	25,682	預り敷金保証金	38,508
<b>固定資産</b>	<b>1,643,327</b>	退職給付引当金	25,143
有形固定資産	(811,177)	役員退職慰労引当金	50,000
建物	15,096	<b>特別法上の準備金</b>	<b>27,855</b>
車両運搬具	0	商品取引責任準備金	22,245
工具、器具及び備品	26,081	金融商品取引責任準備金	5,609
土地	770,000	<b>負債合計</b>	<b>8,326,423</b>
無形固定資産	(49,392)	<b>(純資産の部)</b>	
電話加入権	324	<b>株主資本</b>	<b>2,881,410</b>
ソフトウェア	49,067	資本金	1,600,000
投資その他の資産	(782,758)	資本剰余金	602,152
投資有価証券	125,985	資本準備金	452,152
出資金	900	その他資本剰余金	150,000
長期委託者未収金	234,397	利益剰余金	1,037,604
破産更生債権等	16,565	利益準備金	50,595
長期差入保証金	426,382	その他利益剰余金	987,008
長期貸付金	1,526	配当積立金	238,000
長期前払費用	5,551	繰越利益剰余金	749,008
ゴルフ会員権	15,080	自己株式	△358,346
繰延税金資産	157,443	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△4,682</b>
その他	759	その他有価証券評価差額金	△4,682
貸倒引当金	△201,835	<b>純資産合計</b>	<b>2,876,727</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,203,151</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>11,203,151</b>

# 損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
<b>営業収益</b>		
受取手数料	448,318	
売買取損益	559,252	
不動産賃貸収入	38,508	1,046,079
<b>営業費用</b>		
販売費及び一般管理費	781,108	781,108
<b>営業利益</b>		264,970
<b>営業外収益</b>		
受取利息	135	
受取配当金	2,078	
債務免除益	2,616	
その他	846	5,675
<b>経常利益</b>		270,645
<b>特別損失</b>		
商品取引責任準備金繰入額	2,209	
金融商品取引責任準備金繰入額	5,609	7,819
<b>税引前当期純利益</b>		262,826
法人税・住民税及び事業税	84,077	
法人税等調整額	△10,107	73,969
<b>当期純利益</b>		188,857

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					配当積立金	繰越利益剰余金		
2020年4月1日残高	1,600,000	452,152	150,000	602,152	50,595	238,000	563,508	852,104
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△ 3,357	△ 3,357
当 期 純 利 益							188,857	188,857
純資産の部に直接計上された その他有価証券評価差額金の増減								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	185,500	185,500
2021年3月31日残高	1,600,000	452,152	150,000	602,152	50,595	238,000	749,008	1,037,604

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日残高	△ 358,346	2,695,909	△ 34,216	△ 34,216	2,661,692
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△ 3,357			△ 3,357
当 期 純 利 益		188,857			188,857
純資産の部に直接計上された その他有価証券評価差額金の増減			29,534	29,534	29,534
事業年度中の変動額合計	—	185,500	29,534	29,534	215,034
2021年3月31日残高	△ 358,346	2,881,410	△ 4,682	△ 4,682	2,876,727

# 個別注記表

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準および評価方法

#### (1) 有価証券

その他の有価証券

時価のあるもの・・・ 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・ 移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ・・・時価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産・・・定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降(リース資産を除く)

に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

#### (2) 無形固定資産・・・定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、償却年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金・・・・・・・・・・従業員に対する賞与支給に備えるため、支給対象期間基準による繰入額を基礎に将来の支給見込額を加味して計上しております。
- (3) 役員賞与引当金・・・・・・・・・・役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付引当金・・・・・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。
- (5) 商品取引事故損失引当金・・商品先物取引事故による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失見込額のうち、商品取引責任準備金および金融商品取引責任準備金の期末残高を勘案し、当事業年度において必要と認められる金額を計上しております。
- (6) 商品取引責任準備金・・・・・・・・商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。
- (7) 金融商品取引責任準備金・・金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令附置(平26内閣令11)」第3条の経過措置の定めにより算出した額を計上しております。
- (8) 役員退職慰労引当金・・・・・・・・役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

#### 4. 営業収益の計上基準

##### (1) 受取手数料

- ① 商品先物取引・・・・・・・・・・委託者の売付または買付に係る取引が成立したときに計上しております。
- ② オプション取引・・・・・・・・・・委託者の売付または買付に係る取引が成立したときに計上しております。

##### (2) 売買損益

- ① 商品先物決済損益・・・・・・・・取引を転売または買戻しおよび受渡しにより決済したときに計上しております。
- ② 商品先物評価損益・・・・・・・・自己売買による未決済取引額の時価による評価損益を計上しております。

#### 5. 消費税等の会計処理・・・・・・・・消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## II. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日）を当事業年度の計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### （1）繰延税金資産

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 157,443 千円
- ② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### （2）貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 201,835 千円
- ② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権および破産更生債権等について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。当該見積りは将来の不確実な債務者の債務返済能力の変動の影響を受ける可能性があり、債権の回収や貸倒れが見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、貸倒引当金または貸倒損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## IV. 貸借対照表に関する注記

### （1）担保に供している資産

定期預金	200,000 千円	（注 1）
建物	15,096 千円	（注 2）
土地	770,000 千円	（注 2）
現金及び預金	6,000 千円	（注 3）
現金及び預金	14,000 千円	（注 4）
合計	1,005,096 千円	

担保資産に対応する債務

該当事項はありません。

（注 1） 当座貸越契約に係わる担保に供している資産であります。

（注 2） 貸出コミットメント契約に係わる担保に供している資産であります。

(注3) 商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号に規定する基金代位弁済委託契約に係わる担保に供している資産であります。当事業年度末における同規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額は、30,000千円であります。

(注4) 金融商品取引法第43条の2の2に規定する基金代位弁済委託契約に係わる担保に供している資産であります。当事業年度末における同規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額は、70,000千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 181,355千円

(3) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務  
該当事項はありません。

(4) 当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金期末実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	400,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	<u>400,000千円</u>

(5) 商品取引責任準備金

商品先物取引法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

(6) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令附則(平26内閣令11)」第3条の経過措置の定めにより算出した額を計上しております。

## V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

該当事項はありません。

## VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (2) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式 普通株式	92,714株	—	—	92,714株
自己株式 普通株式	25,572株	—	—	25,572株

### (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,357	50.00	2020年3月31日	2020年6月30日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2021年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり付議します。

株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	3,357	50.00	2021年3月31日	2021年6月29日

## VII. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

商品取引責任準備金	8,529千円
貸倒引当金	61,802千円
賞与引当金	3,242千円
役員賞与引当金	59,096千円
ゴルフ会員権評価損	19,439千円
電話加入権減損損失	5,157千円
退職給付引当金	7,698千円
役員退職慰労引当金	15,310千円
その他有価証券評価差額金	1,433千円
繰越欠損金	<u>81,133千円</u>
繰延税金資産小計	262,844千円
評価性引当額	<u>92,445千円</u>
繰延税金資産合計	<u>170,399千円</u>

#### (繰延税金負債)

未収事業税	<u>12,955千円</u>
繰延税金負債合計	<u>12,955千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>157,443千円</u>

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
評価性引当額の増減	△14.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
留保金課税	11.2
法人住民税均等割額	0.4
所得税額控除	<u>△0.1</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>28.1</u>

## VIII. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社の主たる事業は、商品先物取引の受託業務を行う商品先物取引業であります。資金運用については主に流動性の高い預金で運用しております。また、デリバティブ取引は、自己の計算に基づき商品先物取引自己ディーリングを行っております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

商品市場における取引に基づいて発生する顧客に対する営業債権である委託者未収金、長期委託者未収金及び破産更生債権等は顧客の信用リスクに晒されております。保管有価証券は商品先物取引の代用証拠金として顧客から預っている有価証券及び倉荷証券で、市場価格の変動リスクに晒されております。差入保証金は商品先物取引の現金証拠金として顧客から預っているもの及び自己ディーリングの現金証拠金を清算機関に預託しているもので、清算機関の信用リスクがあります。長期差入保証金は、取引所への預託金である信認金、清算基金、取引参加者保証金及び寮・社宅の敷金であり、取引所及び賃貸人の信用リスクに晒されておりますが、リスクは非常に低いものであります。委託者先物取引差金は当社顧客の商品先物取引に係る値洗い額で商品の価格変動リスクに晒されておりますが、顧客の預り証拠金により担保されており、リスクは非常に低いものであります。

投資有価証券は、株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。出資金は、取引所への出資金加入金であり、取引所の信用リスクに晒されておりますが、リスクは非常に低いものであります。長期貸付金は、元従業員に対するもので、借主の信用リスクに晒されております。ゴルフ会員権は発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。預り証拠金は、商品先物取引の証拠金として顧客から預っている現金、有価証券及び倉荷証券で、差入保証金又は保管有価証券として、清算機関へ預託しており、リスクはほとんどありません。デリバティブ取引は当社が自己の計算において行っている商品先物取引であり、商品の価格変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### 1. 信用リスクの管理

営業債権については、取引先の状況を日々モニタリングし、商品先物取引法、金融商品取引法に基づく「受託契約準則」及び「特定の電子取引に関する契約約款」に基づいて相手先ごとに残高を管理するとともに、「立替金回収に係る内規」に基づいて債権の回収に努めております。

##### 2. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ

取引については、「リスク管理規程」、「自己ディーリング規程」、「純資産額規制比率に関する規程」、「自己資本規制比率に関する規程」に基づいてリスク管理をするとともに、担当役員が取締役会に報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1, 377, 211	1, 377, 211	-
(2) 委託者未収金	10, 550		
貸倒引当金(*)	-		
	10, 550	10, 550	-
(3) 保管有価証券	102, 102	144, 766	42, 664
(4) 差入保証金	6, 700, 000	6, 700, 000	-
(5) 委託者先物取引差 金	1, 331, 102	1, 331, 102	-
	8, 698	8, 698	-
(6) 未収消費税等	100, 985	100, 985	-
(7) 投資有価証券	234, 397		
(8) 長期委託者未収金	△182, 983		
貸倒引当金(*)			
	51, 414	51, 414	-
(9) 破産更生債権等	16, 565		
貸倒引当金(*)	△16, 565		
	-	-	-
(10) 長期差入保証金	426, 382	426, 382	-
(11) 長期貸付金	1, 526		
貸倒引当金(*)	△1, 526		
	-	-	-
(12) ゴルフ会員権	15, 08	12, 74	△2, 339
	0	0	
資産計	10, 123, 528	10, 163, 853	40, 325
(13) 未払金	19, 291	19, 291	-
(14) 未払法人税等	7, 167	7, 167	-
(15) 預り証拠金	7, 860, 810	7, 903, 475	42, 664
(16) 預り敷金保証金	38, 508	38, 508	-
負債計	7, 925, 777	7, 968, 441	42, 664
デリバティブ取引	-	-	-

(\*) 委託者未収金、長期委託者未収金、破産更生債権等及び長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(5) 委託者先物取引差金、(6) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 委託者未収金、(8) 長期委託者未収金、(9) 破産更生債権等、(11) 長期貸付金

これらは、相手先ごとに回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しており、貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額が時価に近似しているため、当該価額を時価としております。

(3) 保管有価証券

商品先物取引の預り証拠金代用有価証券として預託を受けたもので、株式、倉荷証券及び投資信託の時価は取引所の価格によっており、債券の時価は取引所の価格又は金融機関から提示された価格によっております。

(4) 差入保証金、(10) 長期差入保証金

これらの時価については、取引に基づくものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 投資有価証券

この時価については、株式の取引所における価格によっております。

(12) ゴルフ会員権

この時価については、公表されている基準価格及び取引価格によっております。

負債

(13) 未払金、(14) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(15) 預り証拠金

これは、商品先物取引の顧客から預り証拠金として預託を受けたもので、現金証拠金7,758,708千円の時価については、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。代用有価証券102,102千円の時価については、株式、倉荷証券及び投資信託は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は金融機関から提示された価格によっております。

(16) 預り敷金保証金

この時価については、取引に基づくものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

商品取引所に上場されている商品及び指数の先物取引を自己の計算において行っております。取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ

ブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

当事業年度における未決済残高はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	25,000
出資金	900

非上場株式については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とみとめられるものであるため、(7) 投資有価証券には含めておりません。

(注3) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

その他有価証券における種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当該事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(単位：千円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額	
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えるも の	(1) 株式	12,847	20,850	8,003	
	(2) 債券	-	-	-	
	①国債・地方債 等	①国債	-	-	-
		②社債	-	-	-
		③その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-	
	小計	12,847	20,850	8,003	
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えない もの	(1) 株式	92,820	80,134	△12,685	
	(2) 債券	-	-	-	
	①国債・地方債 等	①国債	-	-	-
		②社債	-	-	-
		③その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-	
	小計	92,820	80,134	△12,685	
合計	105,667	100,985	△4,682		

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,377,211	-	-	-
委託者未収金	10,550	-	-	-
差入保証金	6,700,000	-	-	-
委託者先物取引差金	1,331,102	-	-	-
長期委託者未収金	-	87,044	-	147,353
破産更生債権等	-	-	-	-
長期差入保証金	-	-	-	-
長期貸付金	-	-	-	-

破産更生債権等、長期差入保証金及び長期貸付金は、償還予定額を見込めないため上記に含めておりません。

(注5) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

区分	取引の種類	当事業年度(2021年3月31日)			
		契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
商品市場取引	現物先物取引	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合計		-	-	-	-

時価の算定方法は、大阪取引所等の取引所における帳入価格(清算価格)によっております。当事業年度における未決済残高はありません。

## IX. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)を有しております。

2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は38,508千円(賃貸収益は営業収益に計上)であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
464,537千円	△293千円	464,244千円	518,279千円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期増減額は建物の減価償却による減少額です。

3. 当期末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

## X. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 関連当事者との取引  
該当はありません。
- (2) 親会社に関する情報  
親会社情報  
北辰不動産株式会社（非上場）

## XI. 1株当たり情報に関する注記

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 42,845円43銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2,812円81銭  |

## XII. その他の注記

該当事項はありません。

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

該当ありません。

3. 保有する有価証券(トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。)

の取得価額、時価及び評価損益

(単位：百万円)

	2020年3月期			2021年3月期		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
1. 流動資産						
(1) 株券						
(2) 債券						
(3) その他						
2. 固定資産	105	71	△34	130	125	△4
(1) 株券	105	71	△34	130	125	△4
(2) 債券						
(3) その他						
合 計	105	71	△34	130	125	△4

(注) トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。

4. デリバティブ取引(トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。)の  
契約価額、時価及び評価損益

(1) 先物取引・オプション取引の状況

該当ありません。

(2) 有価証券店頭デリバティブ取引の状況

該当ありません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

当社は、会社法第436条第2項第1項の規定に基づき、前事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)及び当事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表については、清陽監査法人の監査を受け、監査報告書を受領しております。

#### IV. 管理の状況

##### 1. 内部管理の状況の概要

当社は、法令諸規則を遵守した業務活動の遂行を確保するために、下記の内部管理体制の整備と強化に努めております。

##### ① 帳簿書類・報告書等の作成、管理（担当部署：管理部 担当者数：5名）

帳簿書類・報告書等は、日中立会終了後の日次バッチ処理において、データが作成されます。管理部がデータを確認し、内部管理統括責任者が最終確認を行います。帳簿書類等のデータは、データベース及びPDFファイルで管理しております。

##### ② 顧客資産の分別保管（担当部署：総務経理 担当者数：3名）

顧客から預かった取引証拠金を日本証券クリアリング機構へ預託し、特定委託者保護基金との基金分離預託、基金代位弁済契約により、顧客財産の保全を図っております。顧客分別金の管理は総務経理部が行っております。総務経理部の担当者は毎営業日、顧客分別金の算定を行い、分別管理の実施状況について、総務経理部長、管理部長、内部管理統括責任者及び常勤監査役に報告しております。

総務経理部長は、毎営業日、顧客分別金が適正に算定されているか基礎データにより検証し、内部管理統括責任者に分別管理の実施状況について報告しております。内部管理統括責任者は、毎営業日、分別管理の実施状況について、社長に報告し、毎月末の分別管理の実施状況について、毎月の定時取締役会に報告しております。

##### ③ リスク管理（担当部署：総務経理、管理部 担当者数：6名）

自己資本規制比率の算定は、総務経理部が行っております。総務経理部の担当者は毎営業日、自己資本規制比率の算定を行い、総務経理部長、管理部長、内部管理統括責任者及び常勤監査役に報告しております。自己資本規制比率の算定は、金商法第46条の6第1項の規定に基づき行います。リスク相当額等の計算方法は、金商業等府令第176条から第178条の規定に基づき行います。なお、控除資産につきましては、金商業等府令附則（平26内閣令11）第4条の規定に基づき、商先法の純資産額規制比率と同じ計算方法で算出いたします。

総務経理部長は、毎営業日、自己資本規制比率が正確に算定されているか基礎データにより検証し、内部管理統括責任者に報告しております。

内部管理統括責任者は、毎営業日、自己資本規制比率について、社長に報告し、毎月末の自己資本規制比率について、毎月の定時取締役会に報告しております。

##### ④ 電算システム管理（システム障害等発生した場合の対応について）

（担当部署：管理部、オンライン事業部 担当者数：11名）

<日中立会にシステム障害等が発生した場合>

- オンライン事業部は、顧客からの問合せ対応を行い、ホームページ・取引ツール・電子メール等により障害状況及び経過を顧客に告知いたします。
- 管理部は、保守会社に原因究明・障害復旧を依頼し、社長・役員へ報告を行い、監督当局等へ障害発生第一報を入れます。復旧作業中、オンライン事業部が顧客へ障害状況及び経過を告知するため、管理部は、原因究明の状況、復旧の見通し等をオンライン事業部へ随時報告いたします。

<夜間立会にシステム障害等が発生した場合>

- オンライン事業部は、保守会社、管理部へ障害発生及び状況の連絡を行います。顧客からの問合せ対応、ホームページ・取引ツール・電子メール等により障害状況及び経過を顧客に告知いたします。
- 管理部は、保守会社に原因究明、障害復旧を依頼し、社長・役員へ報告を行い、監督当局等へ午前9時を目途に障害発生第一報を入れます。復旧作業中、オンライン事業部が顧客へ障害状況及び経過を告知するため、管理部は、原因究明の状況、復旧の見通し等をオンライン事業部へ随時報告いたします。

<仕切注文を電話受注した場合>

取引系システム障害発生時にオンライン事業部担当者は、「特定の電子取引に関する契約約款」に基づき、顧客から電話により仕切注文の受注（手書きの注文伝票を作成）をしたときは、D-station 管理ツールまたは ISV 端末より仕切注文の発注を行います。

<障害復旧後>

- オンライン事業部は、ホームページ・取引ツール・電子メール等により障害復旧を顧客に告知いたします。
- 管理部は、オンライン事業部・社長・役員、監督当局等へ復旧した旨の報告を行います。保守会社と協力し、障害原因、再発防止策等を取りまとめた報告書を、監督当局等へ提出いたします。

⑤ 売買管理・取引審査（管理・審査方法の詳細）

（担当部署：管理部、オンライン事業部 担当者数：11名）

- 当社は、商品関連デリバティブ取引市場における売買取引について、不公正取引及び過誤のある売買注文の売買管理・取引審査を社内規定に従い実施しております。

売買データの抽出基準は、下記の通り行っております。

- ・特定銘柄の売買関与率

- ・ 特定銘柄の一定時間帯の売買
- ・ 特定銘柄の同一時刻、同一値段における売付け及び買付け
- ・ 特定銘柄の目立った注文の取消し又は劣後する値段への変更
- ・ 金融商品取引所またはその取引参加者等から不公正取引の疑いについての情報提供に基づく顧客の取引
- ・ その他不公正取引を行った疑いのある顧客の取引

尚、抽出方法は毎営業日、前営業日の午後 3 時 15 分～当営業日午後 3 時 15 分までの間の注文データを抽出し、上記の基準ごとに対象となる売買を抽出し確認を行っております。

○審査後のフローにつきましては、下記の通りです。

- ・ オンライン事業部が行った売買精査の結果は日々管理部に報告し、その結果を基に管理部が審査を行います。売買審査で疑義等が生じた場合、オンライン事業部は管理部の指示に従い、状況に応じて当該顧客に対し注意喚起や取引制限等を行います。
- ・ 管理部は、審査状況について月次で取り纏めを行い、コンプライアンス委員会に報告いたします。

尚、売買取引の管理につきましては、当社の「売買取引に関する管理規程」にて定めております。

○誤発注防止につきまして、ハードリミットは実績を踏まえて適切に設定します。

顧客ごとの一括注文可能枚数及び、建玉制限枚数の変更要請があった場合の手続きにつきましては、下記の通り行っております。

- (1) 顧客からの制限枚数の変更要請の申出を電子メールにて受付ける。
- (2) 申出内容を基に管理部にて適否の審査を行い、内部管理統括責任者の承認を受ける。
- (3) (2) の審査において問題がないと判断した場合は、オンライン事業部にて設定枚数の変更及びオンライン口座開設管理システムに情報の更新・変更が行われた旨を記録する。
- (4) 顧客に電子メールにて設定枚数の変更が完了したことを伝える。
- (5) オンライン口座開設管理システムの最新登録情報及び審査書類は、管理部で保管する。
- (6) 設定値については、年 1 回（4 月）確認を行う。

○顧客との利益相反を防止するための態勢整備の状況等につきまして、以下の通りとなります。

- (1) 顧客との利益相反の可能性となる取引につきまして、下記の通り特定類型化しております。

- ・ 顧客の不利益により、当社が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引
  - ・ 顧客に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引
  - ・ 顧客から入手した情報を不当に利用して当社または他のお客様の利益を図る取引
2. 利益相反の管理につきまして、以下の方法またはその組み合わせにより、対象取引を管理しております。
    - ・ 商品デリバティブトレーディング部門と顧客情報を取扱う部門の分離
    - ・ 顧客の利益相反取引の条件又は方法の変更
    - ・ 顧客の利益相反取引の中止
    - ・ 利益相反のおそれがある旨を顧客に開示
  3. 利益相反管理体制につきましては、当社は適正な利益相反管理の遂行ため、内部管理統括責任者をその責任者とし、利益相反管理に係る当社全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行っております。
  4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲は、当社のみとなります。

⑥ 顧客管理（担当部署：管理部、オンライン事業部 担当者数：12名）

顧客情報の管理方法は、「個人情報保護法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」並びに当社の「個人情報保護規程」、「特定個人情報等取扱規程」に基づき、適正に管理しております。

口座開設時におきましては、顧客の知識、経験、財産の状況等の属性を踏まえ、商品関連市場デリバティブ取引についての取引開始に係る基準を定め、当該基準に適合した顧客とのみ取引契約締結を行い、不適格者の参入防止に努めております。

勧誘・営業方針を策定しホームページ等で公表するとともに、招請のあった顧客に対して勧誘を行う際には、当社の「商品関連市場デリバティブ取引の取次ぎに関する規則」を遵守し行っております。

⑦ 広告審査（ホームページを含む）（担当部署：管理部 担当者数：2名）

広告審査につきましては、当社ホームページのバナー広告及びテキスト広告などコンテンツをオンライン事業部担当者が作成し、オンライン事業本部長の確認後、広告審査担当者（内部管理責任者の資格を有するもの）又は広告管理責任者（内部管理統括責任者）が審査を行い、広告管理責任者が承認を行います。

⑧ 一般顧客からの照会窓口（担当部署：管理部、オンライン事業部 担当者数：12名）

オンライン事業部にて、取引中の顧客並びに、取引前の顧客から電話や電子メールにて、取引系システムの操作方法、サービス内容、取引内容等に関する問い合わせの対応を行っております。また、取引残高報告書等の問い合わせは、管理部が行っております。

⑨ 苦情・トラブル処理（担当部署：管理部 担当者数：4名）

当社は、顧客から苦情申出があった場合は、管理部（お客様相談窓口）が受け、管理グループ本部長に概要を報告し、管理グループ本部長及び関係部署の所属長等と協力して苦情の解決に努めています。

苦情処理につきましては、当社が定める「苦情・紛争処理規」に基づき、迅速な解決を図るよう努め、証券・金融商品あっせん相談センター（以下、「FINMAC」という。）など、外部機関を通じて苦情・相談の申出があった場合は、各機関の諸規則に応じて誠実かつ公正に対応し、迅速な解決に努めています。

また、当社に対して顧客から裁判、調停等の紛争が提起された場合は、管理部担当者は遅滞なくその概要を管理グループ本部長へ報告を行い、速やかに顧問弁護士に対応方法を相談し、管理グループ本部長及び関係部署の所属長等と協力して紛争の解決に努めています。なお紛争等のうち、経営に重大な影響を与える事案については、申出事項及び対応策、並びに再発防止策を策定し適宜、代表取締役の承認を受けた上で対応しております。

管理グループ本部長は、苦情・紛争等の発生、処理状況、対策等について適宜、オンライン事業本部、管理グループ、常勤監査役及び役員会等に報告するものとし、重要案件については、速やかに常勤監査役及び役員会等に報告しております。

また、第一種金融商品取引業務における苦情・紛争の解決については、手続実施基本契約を締結している FINMAC より苦情紛争の解決を行うものとします。

尚、当該業務における苦情・紛争については、金融商品取引法及び内閣府令に準拠し、財務局長並びに日本証券業協会へ事実関係に基づいて事故の報告、申請を行います。

⑩ 内部監査（担当：内部管理責任者 担当者数：1名）

内部監査規程に基づき、監査室長を内部管理責任者とし、監査実施上必要と認める場合は、監査室長が監査の都度、監査員を選任し原則事業年度中に1回以上実施いたします。

監査計画は、監査室長が事業年度毎に内部監査計画書を策定し、社長の承認を得るこ

ととしております。

内部監査の内容としては、会社業務の実施状況が定められた経営諸基準並びに関係法令に適合しているか又その諸基準が適正であるかを客観的に検閲し評定します。尚、内部監査にはシステム監査も含まれております。

また、当該監査実施後、改善のための意見を取締役及び部門管理者に提供することにより経営効果の向上並びに会社業務の遂行に寄与すべく努めております。

## 2. 分別管理等の状況

金融商品取引法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況

### ① 商品顧客区分管理信託の状況

該当ありません。

### ② 有価証券等の区分管理の状況

#### イ. 有価証券等の種類ごとの数量等

有価証券等の種類		2020年3月31日現在	2021年3月31日現在
株券	株数	43千株	46千株
債券	額面金額	—	—
受益証券	口数	—	—
倉荷証券	額面金額	30百万円	52百万円
その他	額面金額	—	—

#### ロ. 管理の状況

当社は、顧客から預託を受けた有価証券等について、自己の固有財産と区分して管理しております。

管理場所は、株式会社日本証券クリアリング機構でございます。

## V. 連結子会社等の状況に関する事項

### 1. 当社及びその子会社等の集団の構成

該当事項はありません。

### 2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等

該当事項はありません。